資料３

方法書時の各務原市長意見及び岐阜県知事意見に対する見解

方法書についての岐阜県知事及び各務原市長の意見に対する検討結果は、表１に示すとおりです。

表１　方法書についての岐阜県知事の意見に対する検討結果

岐阜県知事の意見	検討結果
第１　統括的事項について	
１　環境影響評価を行う過程において、当事業に係る環境影響等に関し新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。	現地調査を実施する中で、希少猛禽類であるオオタカの飛翔や生態系上位種となるホンドキツネの営巣が確認されたことから、専門家へのヒアリングを踏まえて追加調査を実施し、環境保全措置の検討を行った上で、予測及び評価を行いました。
２　ごみ焼却施設の処理方式は３通りの案が示されているが、予測及び評価を行う段階で処理方式が決定されていない場合においては、環境項目（大気質等）で環境負荷が最大となる処理方式を選択して予測及び評価を行い、その過程について準備書に分かりやすく示すこと。	本事業では、可燃ごみ処理施設の事業方式をDB+O 方式とし、民間事業者に設計・建設を性能規定により一括発注することにより、民間のノウハウを活かした事業コストの削減と、より質の高い公共サービスの提供を目指すこととしました。このため、準備書段階においては、３つの処理方式から１つの方式に絞り込んでおりません。 環境影響評価の実施にあたっては、評価項目ごとに処理方式による影響の差異の有無を検討の上、必要と考えられる項目について、各処理方式での予測の諸元を設定し、原則として影響が最も大きくなると推定される方式について予測及び評価を行いました。 予測評価の対象とした処理方式の設定方法等は、環境影響評価項目ごとに整理し、「第７章」に示しました。
３　施設の設置に伴う影響や環境保全対策等について、適切な機会をとらえて岐阜県の地域住民に対しても丁寧に説明すること。	施設の設置に伴う影響や環境保全対策等について準備書にとりまとめ、岐阜県側（各務原市）においても縦覧を行うとともに、住民説明会を開催し、地域住民に対して説明を行いました。
第２　個別の環境要素に係る事項について	
１　大気質	
(1)上層気象の現地調査については、四季に各１週間の測定を行うとしているが、逆転層の出現等により大気汚染物質が高濃度となることが懸念されることから、短期高濃度となる気象条件下での調査も行うことができるよう、必要に応じて調査日数の追加を検討するとともに、調査結果を十分に考慮した予測及び評価を行うこと。	上層気象の現地調査にあたっては、四季に各１週間の測定を行い、逆転層の出現状況等を把握することができました。 短期高濃度予測の実施にあたっては、高濃度が想定される事象として、①大気安定度不安定時、②上層逆転時、③接地逆転層崩壊時、④ダウンウォッシュ時、⑤ダウンドラフト時を対象としていますが、特に②の予測にあたっては、逆転層の高度を有効煙突高に等しくなるケースのほか、上層気象の調査時において逆転が確認された気象を予測条件とし、予測を行いました。その結果、いずれのケースにおいても環境基準等を下回ることを確認しております。

表１　方法書についての岐阜県知事の意見に対する検討結果（続）

岐阜県知事の意見	検討結果
(2)微小粒子状物質については、現地調査を行い、濃度の状況を把握するとしているが、事業実施区域周辺には複数の住居が存在し、健康等への影響が懸念されることから、最新の知見を収集し、精度が高い予測手法が確立された場合は予測及び評価を行う等、適切な対応をすること。	事業実施区域において微小粒子状物質の調査を行った結果、環境基準を満足する結果となっていました。また、平成 30 年度における一般局（犬山消防署測定局(愛知県)、蘇原中央町観測所(岐阜県)）の測定結果についても環境基準を達成しており、経年的にも減少傾向となっています。 微小粒子状物質の予測については、現時点では、予測手法が確立されておりませんが、排出ガスについては、法令等よりも厳しい自主規制値を定めることとし、これを遵守し運転を行っていくことにより、環境負荷の低減に努めてまいります。
２　景観	
岐阜県への景観の影響について、建屋や煙突の形状、色彩等を明らかにした上でフォトモンタージュを作成し、予測及び評価を行うこと。	予測にあたっては、組合が策定した「基本設計」において設定している計画施設の色彩や形状等に基づき予測を行っており、できる限り将来の景観の状況をイメージできるよう配慮しました。 なお、本事業は、民間事業者に設計・建設を性能規定により一括発注する方式としており、現時点で事業者が決まっておりませんが、今後、詳細な検討を行うにあたり、建屋等の形状や色彩等については周辺景観と調和したものとなるように努めるとともに、緩衝緑地帯の設置など、景観への影響に配慮した計画としてまいります。

方法書についての各務原市の意見に対する検討結果は、表２に示すとおりである。

表２　方法書についての各務原市長の意見に対する検討結果

各務原市の意見	検討結果
意見１ 本事業では、ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の処理方式が未定であり、今後選定される処理方式によって環境への影響が変化することが考えられるため、最も影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施すること。	（岐阜県知事意見　第１の２と同様）
意見２ 今後、詳細な現地調査の結果等により、新たな環境影響評価要因が明らかになった場合には、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直した上で、適切な環境影響評価を実施すること。	（岐阜県知事意見　第１の１と同様）
意見３ 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、その内容を準備書に記載すること。	事業計画の具体化にあたっては、環境の保全に関する最新の知見等も踏まえ、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、計画施設における公害防止基準の検討を行いました。その結果、排出ガス、悪臭、騒音、振動について、法令等よりも厳しい自主規制値を定めることとし、これを遵守し運転を行っていく計画としました。特に、排出ガスについては、大気汚染防止法等の規制基準等に比べ、より厳しい値としています。 その他、事業実施段階での環境配慮の内容について、準備書（第２章 2.2 都市計画対事業の内容）に記載するとともに、各予測を踏まえた追加の保全措置を第８章の各予測項目に記載いたしました。
意見４ 環境影響評価の実施に当たっては、積極的かつ丁寧な情報公開を行い、各務原市民の十分な理解を得られるよう努めること。	（岐阜県知事意見　第１の３と同様）
意見５ 大気質の調査に当たっては、風向出現頻度の低い東風に関する調査をごみ処理施設西側で実施されることから、南東の風に対しても同等の調査をごみ処理施設北西側で実施すること。	環境大気質の調査地点は、計画施設を設置する事業実施区域のほか、周辺地域の大気質の状況を把握できるように、調査地域において主風向の風下（南東側）と風上（北西側）及びこれに直交する方向（南西側、北東側）を基本として設定しております。なお、北西側の地点は、木曽川になること、また、その対岸も河川敷となっており人家等がないことから、地点Ｃ（すいとぴあ江南）を調査地点として設定しました。
意見６ 大気質の評価に当たっては、環境基準との比較にとどまらず、現況からの変化についても検討すること。	大気質の評価に当たっては、環境基準との比較のほか、現況からの変化の程度についても明らかにし、準備書に記載いたしました。
意見７ 水質の調査に当たっては、水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）、富栄養化、有害物質等についても実施すること。	本施設からの排水のうち、場内で発生する排水（ごみピット排水、洗浄排水、プラットホーム排水）は、排水処理後、場内で使用する計画であり公共用水域への排水は行いません。場外への排水は、生活排水及び雨水のみとなりますが、生活排水は合併処理浄化槽で処理した後、放流する計画であることから、本事業による水質への影響は小さいと考えています。このため、水質は、工事中のみを評価項目としており、調査項目は、工事中の濁水（浮遊物質量）及び水素イオン濃度としています。
意見８ 有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。	有害物質を含む排水が発生する可能性のある場内水は、排水処理後、場内で使用する計画であり公共用水域への排水は行わないなど、環境影響を回避するための環境配慮事項を準備書（第２章 2.2 都市計画対事業の内容）に記載いたしました。